

津市「タブレット端末活用のルール」

令和5年
津市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を適切に活用していくことが大切です。タブレット端末は、みなさんの学習に役立てるための、とても便利な道具であり、正しく安全に活用することが大切です。

そこで、津市教育委員会では、津市「タブレット端末活用のルール」を定めましたので、全員がこのルールを守り、効果的に活用していきましょう。

1 目的

津市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 タブレット端末を使うときに注意すること

- 学校内での使用は、先生の話をよく聞いて使います。
- 操作しないときは、カバーを閉じて、落とさないように保管します。
- 画面は、指または専用ペンで触れるようにします。
※ 画面に鉛筆やボールペン等で書いたり、磁石を近づけたりしません。
- 運ぶときは、落とさないよう気をつけます。
※ 両手で持ったり、保護ケースや手提げ袋に入れたりして、ていねいに扱います。
- 破損、紛失、盗難、浸水等が起こらないように気をつけます。
- 日光が強く当たるところや、ストーブ等の近くには置きません。
- 落書きや傷をつけることなどは、絶対にしません。
- 電源が入らない、画面が割れているなど、いつもとちがうことがあれば、すぐに先生に伝えます。

3 健康のために

- タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は、遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。



4 安全・安心に使うために

- アカウントやパスワードは、人に教えません。
- インターネットを使うときは、先生から教えられたルールやマナーを守ります。
- あやしいサイトに入ってしまったり、動かなくなったりしたときは、すぐに先生に知らせます。
- アプリをインストールしたり、削除したりしません。
- 壁紙（デスクトップの画像）の変更等、設定を変えません。
- 自分や友達の名前や写真等を、勝手に書いたり使ったりしません。
- 学習活動に必要のない写真や動画は撮りません。
- 人を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることなどは、絶対にしません。

5 家庭で使うときに

- 登下校中は、破損しないように気をつけ、ランドセルやカバン等の中に入れます。
- 家庭においても、学習活動に関わること以外には使いません。
- 使う時間は、家人の人と話をして決めます。
- 寝る時刻の30分前には使うのをやめます。
- 破損、紛失、盗難、浸水等が起こった場合は、すぐに保護者に伝え、学校に報告します。

※ 家庭に Wi-Fi 環境がある場合は、Wi-Fi に接続して使用してもかまいません。

保護者のみなさまへのお願い

津市GIGAスクール構想の実現に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に問題を解決できる力を育むためのツールとして、タブレット端末を貸し出し、様々な場面で効果的な活用を進めています。子どもたちが、正しく安全・安心にタブレット端末を活用できるようご協力をお願いいたします。

○ ルールやマナーを、お子様と話し合いましょう。

タブレット端末を正しく安全・安心に活用することができるよう、ご家庭においてもルールやマナーについて話し合ってください。

○ 学校での学習の様子を、お子様と話してみましょう。

学校では、子どもたちが主体的にICTを活用する学習活動を行っています。タブレット端末をどのように使っているか、ぜひ、お子様と話してみてください。

○ タブレット端末の破損について

タブレット端末の持ち帰り等の際に、家庭においてタブレット端末が破損した場合の修理等については、保護者負担をお願いします。また、学校内及び登下校中においても、故意や重大な過失等、予見できる行動による破損が生じた場合の修理等については、保護者負担をお願いします。具体例としては、以下のとおりです。

(1) 学校内

- ア 不適切な場所で走ったり遊んだりしていて破損させた。
- イ 保護ケースのファスナーの閉め方が不十分で、タブレット端末を落下させた。
- ウ 液晶画面とキーボードの間に物を挟んだままタブレット端末を閉じた。
- エ キーボードのキートップを意図的に外した。
- オ 友達とふざけていたり友達をからかったりするような行動をして破損させた。

(2) 登下校中

- ア タブレット端末が入ったカバンを落下させた。
- イ カバン内で水筒や充電器等が接触し、タブレット端末を破損させた。
- ウ 飲食物等をこぼし、タブレット端末を浸水させた。
- エ 通学路ではない場所に寄り道をしたときに破損させた。
- オ 自転車または本人が転倒し、破損させた。

(3) 家庭内において生じた破損については、保護者負担をお願いします。